

土岐川・庄内川流域治水のロゴマーク募集開始！

～土岐川・庄内川流域治水のシンボルとなるロゴマークを一般公募します～

庄内川水系流域治水プロジェクトは、河川・都市・農業・林業・道路の様々な施策を総動員し、民間企業を含めたあらゆる関係機関が一体となって、水害から庄内川流域を守っていくものです。

このたび土岐川・庄内川流域治水のシンボルとなるロゴマークを一般公募します。公募作品の中から一般投票にて決定されたロゴマークは、土岐川・庄内川での流域治水を広く周知・PRするための広報活動に活用します。

1. 募集期間

令和3年7月5日（月）～令和3年8月31日（火）

※応募書類は郵送の場合、令和3年8月31日（火）必着

2. 応募資格

どなたでもご応募いただけます。

3. 応募のポイント

- ・流域治水の重要性を表現するとともに、「土岐川・庄内川の流域」をイメージした作品であること。
- ・普及啓発物品・SNS等に活用しやすい作品であること。
- ・既存の作品に類似しないこと。

4. 賞及び表彰

最優秀賞 1点 賞状+ロゴマークに採用

優秀賞 1点 賞状

佳作 3点 賞状

5. 詳細情報

募集要領、応募様式、参考資料については、別紙をご覧ください。ご一読の上、ご応募ください。

※ 応募様式の Excel ファイルは庄内川河川事務所 HP でダウンロードできます。

https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/ryuuiiki_chisui_kyougikai/index.html

6. 配布先

中部地方整備局記者クラブ、岐阜県庁県政記者クラブ、多治見市政記者クラブ、恵那記者会

【問い合わせ先】

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所

副所長（事業） 村田 智孝

調査課長 佐伯 勇輔 電話（052）914-6713

募 集 要 領

土岐川・庄内川流域治水のシンボルとなるロゴマークを公募します。

1. 目的

土岐川・庄内川での流域治水を広く周知・PRするための広報活動に使用する、土岐川・庄内川流域治水のシンボルとなるロゴマークを策定するため。

2. 募集概要

① 募集内容

土岐川・庄内川流域治水のシンボルとなるロゴマーク

② 募集期間

令和3年7月5日（月）～令和3年8月31日（火）

③ 応募資格

どなたでもご応募いただけます。

④ 理念

令和3年3月、全国に先駆けて設置された土岐川・庄内川流域治水協議会は、構成員・オブザーバー等の41機関で庄内川水系流域治水プロジェクトをとりまとめました。これを機に、土岐川・庄内川流域は河川管理者だけではなく、あらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）と一丸となって事前防災対策を進めていきます。公募によりロゴマークを策定し、今後広報活動等に使用することで、流域治水への理解・親しみをもつていただくことを目指しています。

⑤ 応募のポイント

- 流域治水の重要性を表現するとともに、「土岐川・庄内川の流域」をイメージした作品であること。
- 普及啓発物品・SNSに活用しやすい作品であること。
- 既存の作品に類似しないこと。

⑥ 応募規定

- 作品は模倣品のない未発表のものに限ります。未発表とは、印刷物、映像、WEB ページ等で公表されておらず、各種コンクールで入賞していないものを指します。
- 他に類似の例があり、商標登録及び商標出願の公表がされていることが判明した場合には、審査結果発表後であっても入賞を取り消すことがあります。
- 入賞作品の著作権その他一切の権利は、すべて土岐川・庄内川流域治水協議会（以下「協議会」）に帰属するものとし、入賞者は協議会及び協議会が指定する第三者に対して、著作者人格権を行使できないものとしします。

※ 「著作権その他一切の権利」とは、著作権法第 27 条及び 28 条に規定する権利及び商標・意匠の出願及び登録をする権利とする。

※ 「著作者人格権」とは、「公表権」（公表するか否か、公表方法）、「氏名表示権」（入賞者の名前を公表するか否か、公表する場合、実名か変名かの決定）、「同一性保持権」（入賞者の意に反して勝手に改変されない権利）、「名誉声望保持権」（入賞者が意図しない形で利用されることによって名誉を失うことを防ぐ権利）を含む権利とする。

- 入賞作品は必要に応じて修正や補正を行う場合や、最優秀作品は関連グッズの製作など二次的著作物を制作する場合があります。
- 最優秀作品は啓発物品や印刷物、WEB サイト等で使用します。
- 最優秀作品を用いた、関連グッズなど二次的著作物の収益については、著作者はその収益を請求することができません。（収益による配当はありません。）
- 応募に必要となる費用は、応募者自身の負担とします。
- 応募作品の返却は行いません。

3. 応募方法

① 応募書類

- 作品の作成方法は、手書き、デジタル不問です。A4 サイズの白紙 1 枚に 1 作品とします。用紙の向きは縦とし、天地左右各 2.5cm 余白をとった範囲内にデザインしてください。
- デザインは着色してください。色数は不問ですが、拡大・縮小した場合にも視認できるデザインにしてください。
- 応募様式に、作品の簡単な説明・氏名（法人の場合は法人名及び代表者名）・住所・連絡先（電話番号・メールアドレス）・学生の場合は学校名・学年を記入してください。

※ 応募作品に関わる個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、入賞者への通知以外の目的で使用することはありません。

- 1 人何点でも応募可能です。

- 作品及び応募様式は郵送もしくはメールにて下記「② 応募書類の送付先」にご応募ください。郵送の場合は、作品は折らずに破損しないようにしてください。メールの場合は、件名を「土岐川・庄内川流域治水ロゴマーク応募」にしてください。作品データは jpeg/gif/png ファイル、解像度 300dpi 以上としてください。

② 応募書類の送付先

〒462-0052 愛知県名古屋市北区福德町 5-52

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 調査課

Mail : cbr-shonai00@mlit.go.jp

③ 応募書類の提出期限

令和 3 年 8 月 31 日 (火) 必着

4. 審査・発表

- ① 応募作品は協議会にて厳正に審査を行い、候補 5 作品を選定します。その後、WEB 公表の上一般投票を行い、最優秀作品をロゴマークとして採用します。

- ② 入賞作品及び作者の発表は、令和 3 年秋頃に本人に通知するとともに、WEB ページへの掲載や報道機関等を通じて公表する予定です。入賞されなかった方への通知は行いません。

- ③ 入賞者については、令和 3 年秋に開催予定の「土岐川・庄内川流域治水シンポジウム」で表彰する予定です。

5. 賞及び表彰

最優秀賞 1 点 賞状+ロゴマークに採用

優秀賞 1 点 賞状

佳作 3 点 賞状

6. 問い合わせ先

〒462-0052 愛知県名古屋市北区福德町 5-52

国土交通省 中部地方整備局 庄内川河川事務所 調査課

TEL : 052-914-6713 Mail : cbr-shonai00@mlit.go.jp

受付時間：平日の 9 時 30 分から 17 時まで

土岐川・庄内川流域治水ロゴマーク 応募様式

作品の説明

--

応募者情報

ふりがな	
氏名	
郵便番号	〒
住所	
電話番号	
メールアドレス	
学校名	
学年	

流域治水って？

河川区域だけではなく、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる地域において、あらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

- 川を流れる水の源は、**川の上に降った雨だけではありません。**
- 大地に降った雨**も、地表を流れたり地中に染みこみながら、**川に流れ込みます。**この雨が川に入ってくる地域を「**流域**」と呼びます。
- これまでの治水対策は河川管理者による**河川区域等の整備が主体**でした。
- しかし、昨今の**気候変動による水災害リスクの上昇**によって、これまでの**河川整備等だけの治水対策では流域を洪水から守り切ることができません。**
- だからこそ、これからの治水対策は**河川だけではなく私たちが生活する大地にも目を向け、流域に関わるあらゆる関係者（国・県・市町・企業・住民等）が協働**して事前防災対策を進めていく必要があります。それが「**流域治水**」です。
- 例えば、各家庭で雨水を貯める施設を設置したり、水害時の自身の防災行動を整理したマイタイムラインを作成したり、**一人一人の行動が流域治水の推進につながります。**

流域治水のイメージ図



庄内川水系流域治水について詳しくはこちら！



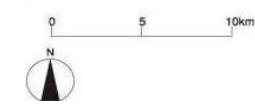
[https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/ryuiki_chisui_kyougikai/index.html](https://www.cbr.mlit.go.jp/shonai/bousai/ryuuki_chisui_kyougikai/index.html)

土岐川・庄内川の流域って？

源は岐阜県恵那市の夕立山であり、岐阜県では土岐川、愛知県では庄内川と呼ばれる幹川流路延長96km、流域面積1,010km²の一級河川の流域です。

中上流域の主な特徴

中上流域の瑞浪・土岐・多治見の3つの盆地は、夏の最高気温が35度を超える等寒暖差が大きい地域です。瀬戸市や多治見市、土岐市等に分布する土層は古くから陶器類の原料となる粘土を産出し、**陶磁器生産はこの地方で盛んな産業**となっています。



下流域の主な特徴

下流域は、東京と大阪の間に位置する大都市である名古屋市を中心とした**日本経済を支える産業集積地域**です。東西方向等の交通網を形成する国土交通上重要な幹線が通っており、**人の交流・物流面の要**として今後も発展が期待されています。一方で、**濃尾平野の日本一の海拔ゼロメートル地帯**に位置しており、水害リスクが高い地域です。

【土岐川・庄内川流域治水協議会の構成市町】

多治見市・瑞浪市・恵那市・土岐市・名古屋市・一宮市・瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・尾張旭市・岩倉市・清須市・北名古屋市・あま市・長久手市・豊山町・大口町・扶桑町・大治町・蟹江町